

高遠発電所など4発電所の売電に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この要領は、長野県企業局（以下「企業局」という。）の高遠発電所など4か所の水力発電所の売電先を決定するために実施するプロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 概 要

(1) 件 名

高遠発電所など4発電所の売電

なお、対象発電所はいずれも「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT法）の適用を受ける発電所である。

(2) 内 容

別紙「高遠発電所など4発電所の売電に係る仕様書」のとおり

(3) 売電期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（1年間）

3 売電候補者の選定

売電の対象となる電力は、「大都市との連携」を実現するものと位置付けているため、大都市への供給体制や連携に係る提案等を確認する必要があることから、売電候補者の選定は公募型プロポーザル方式により行う（現在の取組については別紙「長野県と大都市をつなぐ電力販売のスキーム」参照）。

電力の購入を希望する者は、プロポーザルに参加し、以下のとおり提案を行うこと。提案内容等について審査のうえ、最も優れると認められる者を売電先の候補者とする。

4 プロポーザルに関する手続き

(1) プロポーザル参加の条件

- ① 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売り電気事業者を含む。以下同じ。）としての登録を受けている者であること
- ② これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと
- ④ 長野県会計局長から「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと
- ⑤ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者を有する法人でないこと
- ⑥ 長野県税、消費税及び地方消費税を完納していること
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと
- ⑧ 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① この要領に定めた参加の条件が備わっていない場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 企画提案「大都市への供給体制」に係る提案がなかった場合
- ④ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ⑤ その他不正な行為が認められた場合

(3) 質問の受付及び回答

本契約及びプロポーザルに関する質問の受付及び回答については以下の手順による。

- ① 受付期限 令和元年12月5日(木)午後5時まで
- ② 質問様式 質問書(様式3)
- ③ 提出先 原則として電子メールにより、下記8まで提出すること
- ④ 回答方法 原則として電子メールにより、質問者に随時回答するとともに、県ホームページに掲載する

(4) 参加申込書の提出

- ① 提出期限 令和元年11月15日(金)午後5時(必着)
- ② 提出方法 郵送(書留)、持参(平日午前9時から午後5時まで)のいずれかによること
- ③ 提出先 長野県企業局電気事業課(下記9参照)
- ④ 提出書類
参加申込書(様式1)
誓約書(様式2)
<以下様式1参加申込書に記載する添付書類>
登記簿謄本
財務諸表
小売電気事業者の登録を証するもの
平成30年度の電気の販売実績を証するもの(合計及び都道府県別)
納税証明書
- ⑤ 提出部数
7部(正本1部、写本6部)

(5) 参加要件の審査

参加要件の審査の結果、要件を満たしていないと認められた参加申込者に対しては、その旨及び理由を、応募資格要件非該当通知書により通知する。

(6) 企画提案書の提出

参加申込者は、以下により企画提案書を提出すること。

- ① 提出期限 令和元年12月16日(月)午後5時(必着)
- ② 提出方法 郵送(書留)、持参(平日午前9時から午後5時まで)のいずれかによること
- ③ 提出先 長野県企業局電気事業課(下記9参照)
- ④ 提出書類 企画提案書及び附表(様式5)
- ⑤ 提出部数 7部(正本1部、写本6部)

(7) プレゼンテーションの実施

- ① 日 時 令和元年 12 月 20 日 (予定)
- ② 場 所 長野県庁
- ③ 時 間 1 事業者あたり 30 分程度
- ④ 評価基準 別紙「高遠発電所など 4 発電所の売電に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点」のとおり
- ⑤ 内 容 プレゼンテーションは提案書に基づき行うこと。ただし、パソコンやモニターを使用する必要がある場合は使用を認める。
- ⑥ そ の 他 プレゼンテーションの時刻、場所等は 11 月中に参加者に通知する。

(8) その他

- ① プロポーザル参加に係る諸費用は参加者の負担とする。
- ② 参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は参加辞退届 (様式 4) を提出すること。

5 売電先候補者の選定及び通知

提出された書類及びプレゼンテーションにより、「企画提案審査委員会」が評価基準 (別紙) に基づいて審査を行い、審査項目の合計点が最高点となった者を売電先候補者として選定する。

売電先候補者に選定された者に対しては、その旨を「見積業者選定通知書」により通知する。

6 非選定者に対する通知

売電先候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨及び選定されなかった理由を「見積業者非選定通知書」により通知する。

上記「見積業者非選定通知書」を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) に書面 (任意様式) により、長野県公営企業管理者あて非該当理由について説明を求めることができる。

非選定理由についての説明請求があった場合、長野県公営企業管理者は、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) に書面により回答する。

7 契約の締結

- (1) 契約にあたっては、契約書を取り交わすこととする。
- (2) 契約書その他本契約にあたり必要な文書については、双方協議のうえ、決定する。

8 その他

本プロポーザルの参加者が、企業局が同時に実施する「美和発電所など 13 発電所の売電に係る公募型プロポーザル」に参加することは妨げない。

9 提案書等の提出先、問い合わせ先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県企業局電気事業課

(課長) 青木 千明 (担当) 犬飼 惣一

電話 026-235-7375 (直通)

FAX 026-235-7388

E-mail kigyodenki@pref.nagano.lg.jp